

（1）大学・学科の設置理念**①大学**

西九州大学（以下、「本学」とする）は、「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」という建学の精神のもと、食・健康、福祉、幼児教育・保育に関して、地域社会を支える人材育成を担うとともに地域の「知の拠点」としての役割を果たすことで地域社会とともに発展する教育研究機関となるべく、地域志向型の大学を目指してこれまで発展してきた。

1968（昭和43）年の開学以来、「食・健康と福祉の探究」を目指す学際的な理念を掲げ、人々の生活を支援して社会を支える人材養成を大学ミッションとして、栄養と福祉の両分野にわたる多数の有為な人材を育成して地域社会に輩出してきた。本学は、佐賀県内唯一の私立4年制大学として、建学の精神である「健康と福祉の探究」を目指して教育研究を深化・発展させるため、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉、臨床心理、教育・保育、管理栄養、理学療法、作業療法、看護の各分野において求められている専門職業人の養成に努めてきた。

さらに、本学は「大学運営の基本構想」として、1）健康と福祉に関する「知の創造拠点」の整備充実、2）新しい社会人としての人間的資質の養成「あすなろう精神」に基づく人間教育、3）人間の健康と福祉に寄与する専門的職業人の育成、という3項目を設定している。これらに基づき、教育課程については、設置する学部・学科の専門領域を機軸としつつ、共通教育科目を通じての幅広い教養の獲得や、初年次からの系統的なキャリア形成教育科目を配置することによる社会性の向上を重視したものにしている。

そして、これまでの伝統を継承しつつ、さらなる発展を期すため、「平成25年度地（知）の拠点整備事業」への採択を契機に、地域の活性化に資するために、地域を志向し、地域に根ざし、地域とともに発展する大学になること決意し、「地域大学宣言」を公にするとところとなった。この「宣言」のなかで、「地域に生活する人々への様々なかたちでの支援（生活支援）」を科学し、実践する高等教育機関として歩むことを謳い、そのような視点をもつ高度専門職業人を養成するために、保健、福祉、医療、スポーツ、教育、心理、および看護を中心に「生活支援を科学し実践する大学」を志向し、大学院生活支援科学研究科を設置している。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

スポーツ健康福祉学科は、2014（平成26）年度に設置し、スポーツ、健康、福祉分野に関する学際的総合的な研究の体系化とそれを基礎とした応用的実践的な教育研究を展開し、ユニバーサル社会の理解と健康スポーツの専門知識を基盤に、真心をもった人間性と高度な知識・技術をもって、障がいのある人や高齢者を含むすべての人に対して生涯にわたってスポーツを活用した豊かな健康生活を支援できる専門職業人及び広範な領域で活躍する社会人を養成してきた。

加えてスポーツ健康福祉学科における人材育成が10年を経た今、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、近年、国内で開催された多くの国際大会によって国民全体が体験的に感じた「スポーツの力」に注目が集まっている。また、地方創生政策である第2期まち・ひと・しごと創成総合戦略（2019（令和元）年12月閣議決定）に「スポーツ・健康まちづくり」が位置づけられているように、あらゆる世代のスポーツ機会の確保とスポーツを活用した健康増進や地方創生の取り組みなどに大きな期待が集まっていることや、Society 5.0時代の到来による人々の「働き方」や「生活様式」などのライフスタイルの大きな変化に応じるべく、デジタル化など先端技術を取り入れたスポーツの推進を図るとともに、Sport in Lifeの理念に基づき、毎日の生活の中で

スポーツに親しむ時間や環境を確保することが求められている。

それらを視野に本学科の教育課程は、「共通教育科目」をはじめ、学部基幹科目として「健康福祉概論」、学科基幹科目として「地域スポーツ支援論」「スポーツ文化論」を配置し、専門教育科目については「地域スポーツ支援」「競技スポーツ支援」「スポーツ教育支援」の3つの履修モデルを設定し、専門科目を学ぶ目的とそれぞれの分野で取得できる資格を明確にするとともにカリキュラム・ポリシーに基づいて教育を行っている。

「地域スポーツ支援」の領域では、障がいのある人を含む幼児から高齢者まですべての人を対象とした地域におけるスポーツ支援を行う指導者の育成を目標としており、健康運動指導士や健康運動実践指導者資格等の取得を目指している。同様に「競技スポーツ支援」の領域では、障がいのある人のスポーツを含めてアスリートを対象としたスポーツ支援を行う指導者の育成を目標とし、スポーツトレーナーやJATI公認トレーニング指導者資格等の取得を目指している。そして教員養成は「スポーツ教育支援」を中心として行われており、学校現場での体育・スポーツ支援を中心に中学校、高等学校保健体育教諭としての保健や体育実技に必要な専門知識と指導実践力を備えた教員養成を目指している。

特に、本学科カリキュラムの特徴として各領域は相互に関連性を持ちながら、保健体育教員としての資質・能力を基盤とし複合領域においても多様な形でスポーツ支援の場で活躍できる人材育成を視野に、すべての世代の人に対して生涯にわたってスポーツを活用した豊かな健康生活を支援できる専門職業人の育成に取り組んでいる。

(2) 教員養成の目標・計画

①大学

本学では、上記(1)大学・学科の設置理念で述べた人材育成の理念に基づき「豊かな教養と社会性を有し、人間の健康と福祉、地域生活の向上に貢献する広い視野を備えた」教員の育成を目指している。1968(昭和43)年に創立された本学では、当初、健康栄養学科における家庭科、社会福祉学科における社会科・公民科の免許状の課程を設けていたが、1988(昭和63)年に養護学校教諭、2001(平成13)年に福祉科教諭、2005(平成17)年に栄養教諭、特別支援学校教諭、2009(平成21)年には子ども学科を開設し幼稚園教諭並びに小学校教諭、さらに2014(平成26)年に中学校・高等学校保健体育教諭の免許状の課程を設け現在に至っている。保健体育の教員免許については、大学院生活支援科学研究科スポーツ科学専攻(修士課程)が2023年に設置認可され、中学校及び高等学校専修免許状(保健体育)の課程認定も受け教職課程教育のさらなる充実が期待される。

これら一連の教科・課程の増設は、社会の高齢化や人権・環境問題への関心の高まりとともに、教育課程における「健康と福祉」や「幼小の連携と接続」、あるいは学習指導要領における「生きる力」の形成に必要な①確かな学力、②豊かな人間性、③健康・体力の育成に関する系統的な知識と実践力を兼ね備えた教員が教育現場で喫緊に求められていることに鑑みて、その時代要請に積極的にこたえようとし、幼児教育から初等教育、中等教育までの学校体系全体にわたって、本学の設置理念に基づく教員養成体系を整備してきた。これにより、子どもの心と体の健康を重視し、思いやりと福祉の心を培う力量をもった幼稚園から高等学校までの教員養成という本学がこれまで培ってきた伝統を引き継ぎながら、21世紀の学校コミュニティ(子ども、教員、家庭、地域社会)に信頼され求められる教員を輩出することが可能となった。

以上より、本学の教員養成の目標・計画は、大学の設置理念で述べた人材育成とその教育課程を基礎として、教員に必要な特定の教科に関する専門的な学力の養成につとめながら、「豊かな教養と社会性を有し、人間の健康と福祉に見識のある」教員の育成にある。

現在までの全学的な教員養成への取り組みは、下記 a ～ c のようになる。

a. 教職指導の組織体制

教職課程の質の向上と学生に対する責任ある指導をするための組織として、健康栄養学部、健康福祉学部、子ども学部、看護学部それぞれ「教職課程委員会」を設置している。さらに、各学部組織の連携と教職課程の質の向上を図るために、「全学教職課程委員会」及び「教職センター運営委員会」を設置している。全学教職課程委員会は、学務部長、及び各学部から選出された専任教員各2人（うち1人は教授）、その他学務部長が必要と認めた専任教員若干名と教務課長で構成される。そこにおいて審議されるのは、教職課程の教科編成に関する事項、教育・保育実習に関する事項、地域の学校や教育委員会等との連絡にかかわる事項、教職課程の備品運用に関する事項、その他教職課程の運営に関し必要な全学的な事項である。また、各学部の連絡調整や該当年度の全学的な教職課程の教育方針（アクション・プログラム）の企画立案を行っている。

全学教職課程委員会が教育方針として示してきたものの一例として、1～2年次生に対する教職課程の概要と履修の方法に関するガイダンスや3～4年次生に対する介護等体験や教育実習に向けての説明会の実施、2年次生以上の教職志願者を対象とする教員採用試験対策講座の開講、少人数教育の特徴を生かしたきめ細やかな教育実習指導の実施などを挙げることができる。特に、教育実習指導については、専任教員で分担してすべての実習校を訪問し、実習生による研究授業を参観することにより実習校の指導担当教諭との連携を図り、その結果を実習評価にも反映させている。

また、生活支援科学研究科の子ども学専攻では、幼稚園と小学校教諭専修免許、スポーツ科学専攻では中学校及び高等学校教諭専修免許（保健体育）の課程認定を受けており、専修免許取得のための大学院教職課程委員会も設置し、学部と大学院の連携も図りながら教職課程の一体的な組織運営を行っている。

b. 教育委員会との連携

教職課程の運営に際して、県及び市区町村教育委員会との連携・協力が不可欠であることから、本学では、これまでに佐賀県教育委員会、神崎市教育委員会や吉野ケ里町教育委員会の要請に応える形で、少年自然の家や公民館の通学合宿、子どもの居場所づくり事業など、児童・生徒の体験活動や、発達上の困難を抱えた児童・生徒の学習を支援する教育ボランティア活動に、教職課程履修の学生を派遣してきた。また子ども学部では、佐賀市内の小学校が実施するフリー参観デーや学校行事に学生が積極的に参加したり、健康福祉学部スポーツ健康福祉学科では、地域スポーツ実践演習Ⅰ・Ⅱの講義において、地域の幼児や小学生、あるいは特別支援学校の児童生徒の活動に対して運動やレクリエーション指導をするなど、これらの活動を通しての子どもたちとの触れあいは、参加した学生が教職との一体感・使命感を獲得するうえで貴重な体験となっている。

さらに、本学は佐賀市教育委員会（平成23年）、及び神崎市教育委員会（平成28年）と教育実習に関する協定を結び、佐賀市内及び神崎市内の小・中学校で実習生を受け入れてもらっている。この協定に基づき、令和5年度には佐賀市立小学校27校で69名、中学校1校で2名、神崎市立中学校2校で5名の学生が教育実習を行っている。高等学校での実習受け入れは、母校での実習となっているが、スポーツ健康福祉学科の教職担当教員やゼミ担当教員が実習中の巡回指導や授業観察を行い、実習担当教員とのカンファレンスを通して教材研究を含めた授業づくりと教科指導にも関わって、実習生の学びを実習事後指導や教職実践演習で共有できるようにし

ている。

c. 地域社会への貢献

本学では、児童や高齢者、障がい者へのボランティア活動が伝統的に盛んであり、多種多様なボランティア・サークルが活発な活動を展開している。教職課程では、地域活動への参加体験が、人間と社会への理解を深め教師としての実践力を向上させるとの認識のもとに、これらのボランティア活動への参加を奨励してきた。その結果、教職課程を履修する学生の大半が、教育実習を行う以前に、児童センターや少年自然の家、公民館や、地元神崎市社会教育課が主催する子どもまつり等で、児童・生徒との交流を体験している。また、本学附属三光幼稚園園児の遠足や運動会でのボランティアなど、幼児との交流機会もある。したがって、個々の学生をみれば、子どもの学校外体験ボランティアを通じた地域貢献が着実に蓄積されている。また、子ども学部では、2年次生を対象とする「学校インターンシップ」という1単位の通年科目を設定しており、小学校でのボランティア活動を教職課程教育に明確に位置づけ、組織的取り組みを行っている。こうした活動は、受け入れる学校に喜ばれると同時に、教員を目指す学生にとって有意義な体験となっている。

今後は、中学校や高等学校における「学校インターンシップ」、例えば発達障害のある生徒への支援活動や主にスポーツ部活動における外部指導者としての役割や補助的役割などを設定し、教師力の向上を目指していきたい。また、本学では1年次に、さまざまな体験活動を単位として認定する科目（「あすなろう（初年次教育含む）」）が必修科目として設定されており、学生は地域のイベントやさまざまなボランティア活動に参加している。この科目を活用し、地域の子どもの学校に関わることでできる体験活動プログラムを用意するなど、教職課程の立場から積極的に地域社会への貢献をしていきたい。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

本学の建学理念である「あすなろう精神」に基づく人間教育と「健康と福祉」に寄与する専門的職業人の育成を基盤に、本学科では身体活動と健康、福祉教育を通して、全ての人に対して生涯にわたっての健康の保持増進と豊かなスポーツライフを実現できる能力と指導力をもった人材の養成を目指してきた。そして、将来の社会を支える子どもの生涯にわたっての健康管理や豊かなライフスタイルの実現に向けて、スポーツや運動などの身体活動や健康教育を通して貢献できる人材を輩出してきた。

しかし、近年少子高齢社会や人口減少の加速、情報社会に加えAI技術の急拡大による社会構造や社会環境の急激な変化などに伴い、児童生徒の生活、健康、そして学校教育上の諸課題が数多く表出してきた。例えば、子どもの体力・運動能力の低下と運動習慣形成や生涯スポーツの推進に関わる問題、あるいはスポーツの高度化や学校部活動の地域移行をめぐる問題、またいじめを含む心の健康問題解決への方策など、学校を含めた地域スポーツをめぐる諸課題に対して社会的対応が求められている。特に、児童生徒に対しては「体育・保健体育」を通して「生きる力」の形成、そして豊かな心と健やかな体の育成能力と共に、学校教育上の様々な課題と向き合い、課題解決に真摯に取り組める教員養成が急務と考える。特に、小学校と中学校の義務教育9年間を通じた発育発達の観点から児童生徒の成長と学びを支える教員の役割は今後さらに重要視されると考える。

また、特にいじめや不登校問題がクローズアップされ、生徒とのコミュニケーションがより重視され、その中で「保健体育」の教科は、人間の体や心を理解し身体運動を通して協同で授業展開する中で、他者への理解とコミュニケーション能力が養われていく。そのため、発育発達や体力づく

りなどとともに重要な教科と位置付けられ、本学科の教員養成は、教科の専門的知識や技術に加え、人間としての在り方や生き方の教育を大切に捉えている。

そのために本学科4年間の教育活動では、運動やスポーツおよび健康管理と福祉の専門的知識と技術を基盤とし、また、他学部との連携を通して心理、食育、リハビリに関する健康教育を充実させるとともにボランティア活動など多彩な体験的活動を展開することによって、コミュニケーション能力や人間性ある教育者を養成し中学校及び高等学校一種免許状（保健体育）を付与してきた。

また、本県は大学数も少なく高い運動能力や競技力を持った若者が大都市地域へ流出している中で、活力ある豊かなスポーツライフを継続できる社会基盤を構築することも重要である。そのために本学科では、全ての人が楽しむことのできるユニバーサル社会の理解とその実践能力、地域スポーツや障害者スポーツにも積極的に取り組んできた実績を持っている。それらの経験知を生かしながら、「保健体育」を通して、「生きる力」、豊かな心と健やかな体を育成できる能力とともに、豊かな社会性と人間性を教授できる教育者をイメージし、本学科の「保健体育」の教員養成に取り組んでいる。

（３）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

＜スポーツ健康福祉学科 小学校教諭（二種免許）養成課程＞

今回申請する小学校二種免許が取得できる課程は、初等教育から高等教育に至る学校体系全体にわたる本学の教員養成設置理念に基づき、スポーツ健康福祉学科における教員養成の拡充を図るものといえる。これまでも神埼キャンパスにおける中学・高等学校の教員免許に関わって、特に教職専門科目の講義等は子ども学部の多大なる協力をえてきたが、この設置申請についても全学教職課程運営委員会の議を経て、本来小学校教員養成課程を有する子ども学部の理解と全学的な協力体制の基に計画できたものである。そして、（２）教員養成の目標・計画で前述したように、本学・本学科で目指してきた「健康と福祉」、「あすなろう精神」への深い学びと、そこで築かれたコミュニケーション能力や「優しさ」と「思いやる心」を持った人間性と健康・スポーツの専門性を兼ね備えた本学科の教員養成が、小学校での教育課題や求められる教員像に十分対応できていると考えている。

スポーツ健康福祉学科では、2023（令和5）年度に7期生が卒業することになる。教員免許取得に関して、ここ数年は10～20名程度の学生が中学校・高等学校保健体育教員両方の免許状を取得している。6期生までの勤務先校種のわかる公立学校の勤務者は46名で中学・高校教育関係26名

（56.5%、内訳：正規教諭11名（42.3%）、講師15名（57.7%））、小学校に12名（23.9%、内訳：正規教諭3名（25%）、講師9名（75%））、特別支援学校等9名（19.6%、内訳：正規教諭5名（55.6%）、講師4名（44.4%））で正規の教諭は合わせて19名となっている。また、7期生の1名が福岡県特別支援教育中学校（保健体育）に現役合格し、令和6年4月に採用予定である。

小学校教員への進路は、現状では主に中高保健体育教諭一種免許を取得した学生が、卒業後の講師登録段階で臨時免許により小学校に勤務し、講師の間に通信教育等で小学校二種免許、一種免許を取得して、小学校教員を志望して正規採用となった場合がほとんどであるが、卒業後の教職の進路の1つとして位置付けられており、教職に就く卒業生の2割に及んでいる。つまり、在学生の中で小学校教員を視野に教職を考えている学生も少なくない。また、佐賀県教育委員会は佐賀県の講師登録に関して中学校、高等学校の教員免許を取得していれば、小学校臨時教員免許によって小学校に講師登録できることを本学に通知しており、九州各県でも同様の動きがみられ小学校の教員不足という地域教育課題に対する本課程への期待も大きい。

その前提として、令和元年12月「新しい時代の初等教育の在り方 論点の取りまとめ」（中央審議

会初等中等教育分科会）及び、令和３年７月「義務教育９年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」（義務教育９年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議）で示されているように小学校高学年における教科担任制の推進との方策として、優先的に専科指導の対象とすべき教科に「体育」が含まれている。そして、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細やかな指導と中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図る必要性が述べられている。

以上より、本課程が設置できた場合に１学年１０～２０人規模の課程履修者を想定しているが、教職を志望する学生にとって小学校の教員免許（二種）を中高保健体育教諭一種免許と合わせて取得でき、教職への選択肢が広がり、今後その需要が増えることも考えられる。学科としても受験生の増加につながり、さらに、健康・スポーツ分野における専門的知見を備えた小学校教員の輩出は、児童生徒の健康課題解決に応え心身の発育発達を支える観点から、その役割は重要と言える。また、学生にとって小学校における「体育」と中学校・高等学校における「保健体育」、高等学校の「保健」の教科の連携をととしての学びは、小学校体育の運動領域と保健領域それぞれの指導場面に有益なだけでなく、小中連携や義務教育学校の教育場面でも大きく貢献しうると考えている。

従って、今回「専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例等に係る教職課程認定基準の改正」に鑑み、本学科の教員養成課程に小学校教諭二種免許を取得できる養成課程の設置申請を行うものである。

様式第7号イ

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	西九州大学教職課程委員会
目 的：	健康栄養学部、健康福祉学部、子ども学部及び看護学部における教職課程の履修を円滑にするため、西九州大学教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。本委員会は、（１）教職課程の教科編成に関する事項、（２）教育実習に関する事項、（３）地域の学校や教育委員会等との連絡にかかわる事項、（４）教職課程の備品運用に関する事項、（５）その他教職課程の運営に関し必要な全学的な事項について審議する。
責 任 者：	教務部長
構成員（役職・人数）：	教務部長、各学部教職課程委員会から選出された専任教員各学科2人（うち1人は教授）、その他教務部長が必要と認めた専任教員若干名、教務課長をもって構成する。
運営方法：	4月に当該年度のアクション・プログラムを作成し、3月にアクション・プログラムの評価を行う。それ以外は不定期（教務部長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があった時）。

②

組織名称：	西九州大学健康栄養学部教職課程委員会
目 的：	健康栄養学部の教職課程の履修を円滑にするため、健康栄養学部教職課程委員会を置く。本委員会は、（１）教職課程の教科編成に関する事項、（２）教育実習に関する事項、（３）教員採用試験の準備に関する事項、（４）教職課程の備品運用に関する事項、（５）その他教職課程の履修に関し必要な事項について審議する。
責 任 者：	下記の構成員の中から互選により決定された委員長
構成員（役職・人数）：	学科長、教職専門科目担当教員（他学部を含む）より選出された専任教員3人、健康栄養学科より選出された専任教員若干名、教務課長をもって構成する。
運営方法：	4月に教育実習参加の可否についての検討会議を開催する。1月に教育実習の成績評価会議を開催する。それ以外は不定期（委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があった時）。

③

組織名称：	西九州大学健康福祉学部教職課程委員会
目 的：	健康福祉学部の教職課程の履修を円滑にするため、健康福祉学部教職課程委員会を置く。本委員会は、（１）教職課程の教科編成に関する事項、（２）教育実習に関する事項、（３）教員採用試験の準備に関する事項、（４）教職課程の備品運用に関する事項、（５）その他教職課程の履修に関し必要な事項について審議する。
責 任 者：	下記の構成員の中から互選により決定された委員長
構成員（役職・人数）：	各学科長、教職専門科目担当教員（他学部を含む）より選出された専任教員6人、教務課長をもって構成する。
運営方法：	4月に教育実習参加の可否についての検討会議を開催する。1月に教育実習の成績評価会議を開催する。それ以外は不定期（委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があった時）。

④

組織名称：	西九州大学子ども学部教職課程委員会
目 的：	子ども学部の教職課程の履修を円滑にするため、子ども学部教職課程委員会を置く。本委員会は、（１）教職課程の教科編成に関する事項、（２）教育実習に関する事項、（３）教員採用試験の準備に関する事項、（４）教職課程の備品運用に関する事項、（５）その他教職課程の履修に関し必要な事項について審議する。
責 任 者：	下記の構成員の中から互選により決定された委員長

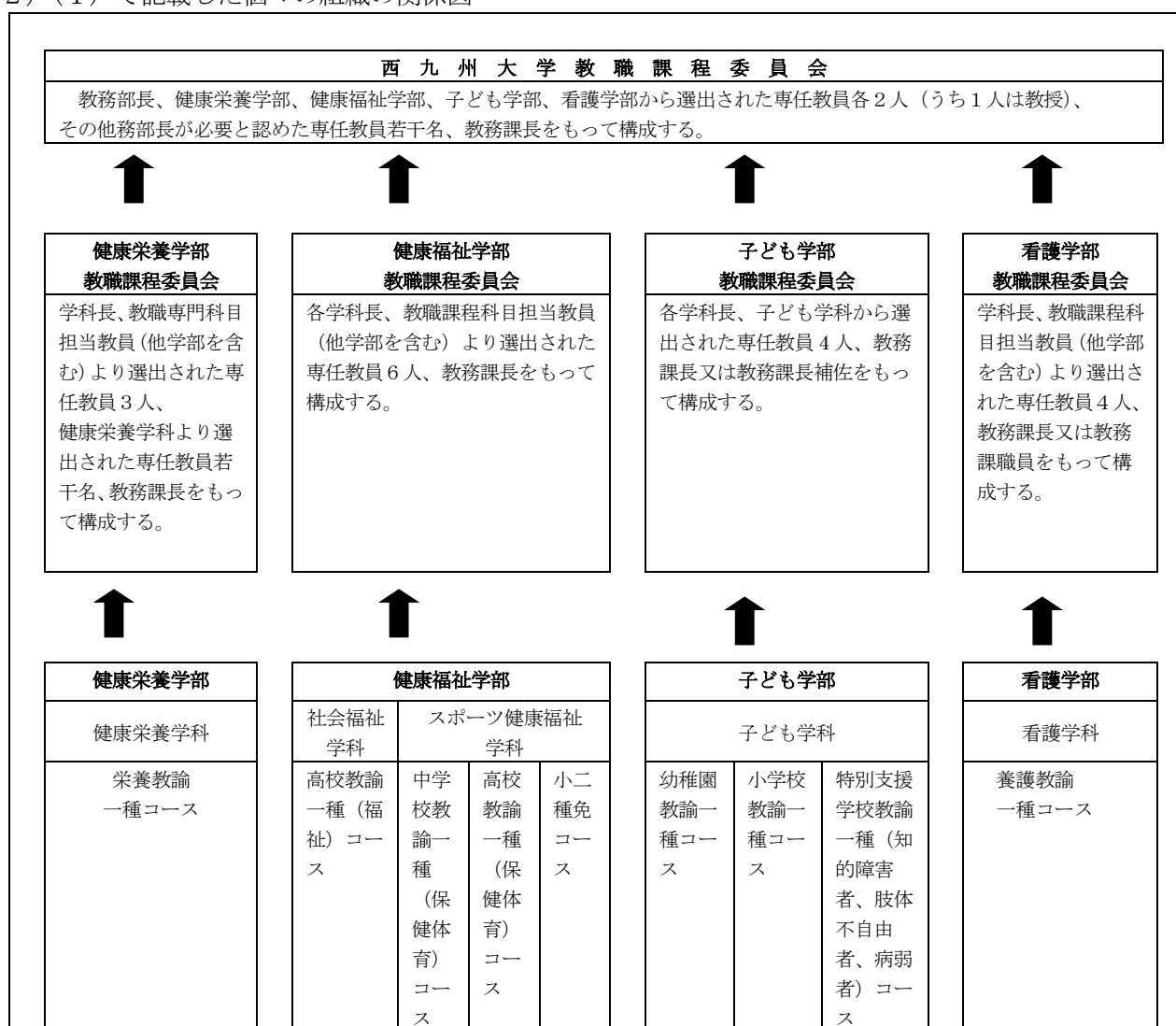
様式第7号イ

構成員（役職・人数）：	各学科長、子ども学科から選出された選任教員4人、教務課長又は教務課長補佐をもって構成する。
運営方法：	4月に教育実習参加の可否についての検討会議を開催し、1月に教育実習の成績評価会議を開催する。それ以外の会議開催については不定期（委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったとき）。

⑤

組織名称：	西九州大学看護学部教職課程委員会
目的：	看護学部の教職課程の履修を円滑にするため、看護学部教職課程委員会を置く。本委員会は、（1）教職課程の教科編成に関する事項、（2）教育実習に関する事項、（3）教員採用試験の準備に関する事項、（4）教職課程の備品運用に関する事項、（5）その他教職課程の履修に関し必要な事項について審議する。
責任者：	下記の構成員の中から互選により決定された委員長
構成員（役職・人数）：	学科長、教職専門科目担当教員（他学部を含む）より選出された専任教員4人、教務課長又は教務課員をもって構成する。
運営方法：	4月に教育実習参加の可否についての検討会議を開催し、1月に教育実習の成績評価会議を開催する。それ以外の会議開催については不定期（委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったとき）。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

①佐賀市教育委員会との連携

○佐賀市教育委員会との教育実習に関する協定書の締結

本学と佐賀市教育委員会が連携・協力し、教育実習の質的水準の向上ならびに実習校における教育の充実・発展に寄与することを目的として、平成 23 年 1 月 26 日に締結された。

○佐賀市教育委員会との教育実習協議会の設置・運営

教育実習協議会は本学と佐賀市教育委員会との教育実習に関する連携・協力を円滑に進めるため、毎年 4 月に開催される。この協議会は、西九州大学教職課程委員会委員長、西九州大学健康栄養学部教職課程委員会委員長、西九州大学健康福祉学部教職課程委員会委員長、西九州大学子ども学部教職課程委員会委員長、西九州大学事務局長、佐賀市教育委員会教育長、佐賀市教育委員会学校教育課長、佐賀市教育委員会学校教育課指導主事、佐賀市小中学校長会会長、佐賀市小学校長会会長によって構成される。

○佐賀市内小学校との小学校教育実習部会ならびに栄養教育実習部会の設置・運営

小学校教育実習部会ならびに栄養教育実習部会は、本学と実習校との教育実習に関する連携・協力を円滑に進めるため、毎年 5 月に開催される。この実習部会では各実習校の教頭や実習担当者に集まってもらい、大学側実習担当教員との顔合わせ、実習評価表や日誌の取り扱いに関する説明などが行われる。

②神埼市教育委員会との連携

○神埼市教育委員会との教育実習に関する協定書の締結

本学と神埼市教育委員会が連携・協力し、教育実習の質的水準の向上ならびに実習校における教育の充実・発展に寄与することを目的として、平成 28 年 12 月 27 日に締結された。

○神埼市教育委員会との教育実習協議会の設置・運営

教育実習協議会は本学と神埼市教育委員会との教育実習に関する連携・協力を円滑に進めるため、毎年 4 月に開催される。この協議会は、西九州大学教職課程委員会委員長、西九州大学健康栄養学部教職課程委員会委員長、西九州大学健康福祉学部教職課程委員会委員長、西九州大学子ども学部教職課程委員会委員長、西九州大学事務局長、神埼市教育委員会教育長、神埼市教育委員会事務局学校教育課長、神埼市教育委員会事務局学校教育課教育指導係長、神埼市教育委員会事務局学校教育課指導主事、神埼市教育委員会学校給食共同調理場長、神埼市小中学校長会会長、神埼市小中学校長会副会長によって構成される。

○神埼市内中学校との中学校教育実習部会の設置・運営

中学校教育実習部会は、本学と実習校との教育実習に関する連携・協力を円滑に進めるため、毎年 5 月に開催される。この実習部会では各実習校の教頭や実習担当者に集まってもらい、大学側実習担当教員との顔合わせ、実習評価表や日誌の取り扱いに関する説明などが行われる。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称：	健康栄養学部 栄養教育論実習Ⅰにおける食育講座
連携先との調整方法：	神埼市立仁比山小学校の校長・教頭と年度末に打ち合わせを持ち、食育講座の内容に関しては各クラスの担任にアンケートを行う。
具体的な内容：	栄養教諭を目指している教職クラスの学生に 3 年前期の栄養教育論実習Ⅰの中で、小

様式第7号イ

学校へ出向き、食育講座を行う。具体的な方法として、学生を1～6年生の各クラスに担当分けし、まずは交流を行う（給食時間の様子の見学、昼休みに遊ぶ）。その後、大学で食育講座の教育案・教材を作成し、本番にむけた練習を行い、実際に各クラスで20分の食育講座を行う。

②

取組名称：	スポーツ健康福祉学科 中原特別支援学校における教育ボランティアへの学生派遣
連携先との調整方法：	スポーツ健康福祉学科発足当初より学科の地域貢献、学校支援の一環として、佐賀県立中原特別支援学校からの「教育ボランティア」募集、特に体育・スポーツに関するボランティア募集については、学校長及び行事等担当者より直接本学科に依頼があり、健康福祉学部総合研究室で取りまとめ、学科の担当者が参加希望学生の派遣先を調整し、中原特別支援学校に連絡する。
具体的な内容：	佐賀県立中原特別支援学校での「教育ボランティア活動（小学部・中学部・高等部の各運動会リハーサル、運動会当時）」について、例年依頼があり運動会が実施される9月中旬から10月中旬の期間内で、運動会リハーサル及び運動会当日にわたって会場設営や用具の準備、及び運動会プログラムに沿った児童生徒の活動時個別対応など、半日から1日のボランティアの活動を実施している。ボランティアの活動計画は学校で作成し、ボランティア当日の状況によって中原特別支援学校教員の指導の下で、柔軟な対応を含めて児童生徒の支援を行っている。

③

取組名称：	スポーツ健康福祉学科 中原特別支援学校（ナーミー活動）におけるボランティアへの学生派遣
連携先との調整方法：	スポーツ健康福祉学科発足当初より学科の地域貢献、学校支援の一環として、中原特別支援学校からの「ボランティア」募集に対し実施しているもので、学校長及び行事等担当者より直接本学科に依頼がなされている。ナーミー活動は中原特別支援学校児童生徒と近隣の小中学校児童生徒、及び地域住民が中原町体育館でレクリエーション・スポーツを通して相互の交流を深める目的で年2回（6月・10月）実施している。特に教職を希望する学生を中心に、学科の担当者が参加日程を調整し、中原特別支援学校に連絡する。
具体的な内容：	中原特別支援学校児童生徒と近隣の小中学校児童生徒、及び地域住民が中原町体育館でレクリエーション・スポーツを通して相互の交流を深める目的で年2回（6月・10月）実施している。6月には支援学校小学部の児童を中心に近隣の小学校の児童と地域住民、10月には支援学校中学部の生徒を中心に近隣中学校の生徒と地域住民が参加して、それぞれ100人前後集まり行われる。レクリエーション・スポーツのプログラムは、主に学生が企画し、会全体の運営補助と活動指導、児童生徒対応を行っている。活動内容は、テーブル卓球や風船バレー、ボッチャなど誰でもが楽しめる内容で実施している。

④

取組名称：	スポーツ健康福祉学科 地域スポーツ実践演習Ⅰ・Ⅱにおける体験活動（2・3年生が実施）
連携先との調整方法：	地域スポーツ実践演習Ⅰ・Ⅱは幼児から高齢者を対象にしたレクリエーション・スポーツ指導を学生が主体となって実施しており、特に障害児スポーツ教室や放課後児童クラブ、幼児運動あそび教室は、学校体験活動同様に児童生徒理解の大きな機会となっている。いずれも各担当者と学科担当教員との日程調整後、各ゼミ担当者（3年生）がプログラム確認など直接連絡にあたって実施している。 ①障害児スポーツ教室は、佐賀県障がい者スポーツ指導者協議会・佐賀県パラスポーツ協会との連携で実施。

様式第 7 号イ

	②放課後児童クラブは、大学近隣の小学校で活動している複数の放課後児童クラブとの連携で実施。 ③幼児運動あそび教室は、大学近隣の保育園 2 園との連携で実施。
具体的な内容：	地域スポーツ実践演習Ⅰ・Ⅱはゼミ単位で 2, 3 年生が合同で活動を行っている。幼児から高齢者を対象にしたレクリエーション・スポーツ指導を学生が主体となりプログラムの立案、リハーサル、そして実施後の振り返りを通して、指導力・実践力の向上とコミュニケーション能力の涵養を目的として活動を行っている。特に障害児スポーツ教室や放課後児童クラブ、幼児運動あそび教室は児童生徒理解の大きな機会となっており、また学生間の振り返り後は各教室の担当者を含めた振り返りと指導助言を得ており、教職を目指す学生にとっても、いろいろな対象者との直接的な関りに加えて大きな学びの場となっている。

⑤

取組名称：	子ども学部子ども学科 学校体験活動
連携先との調整方法：	佐賀市教育委員会、佐賀市立若楠小学校、西九州大学子ども学部子ども学科の各担当者により構成され、学校体験活動の進め方について検討を行うものである。
具体的な内容：	「学校体験活動」は子ども学部子ども学科 2 年生を対象とした通年・1 単位の選択科目である。内容は、若楠小学校において、9 月第 2 週の 5 日間、毎日 8 時から 13 時まで、担任をもつ教員と共に行動し、徹底的に児童の様子を観察する。若楠小学校での体験後に、大学に戻って半日の活動を振り返りながら省察レポートを作成し、3 年次の小学校教育実習等に備える。

⑥

取組名称：	子ども学部子ども学科 子どもフェスタ
連携先との調整方法：	子どもフェスタ担当教員が、佐賀市立若楠公民館主事及び地域子ども教室事務局と連携し連絡調整を行う。
具体的な内容：	子ども学部子ども学科の 1 年生が主体となり、若楠地域子ども教室に参加している児童（約 100 名）を佐賀キャンパスに招き、学生自ら企画立案した遊びの実践を通して異年齢交流の重要性や子どもたちの発達段階に応じた対応を学ぶことを主眼に置いた行事である。7 月～9 月下旬までの 3 カ月の準備期間を経て、毎年、10 月上旬に開催している。子どもフェスタの企画立案、参加者の集約、当日のタイムテーブル作成、手作りのプレゼント作成、会場の準備、消耗品の買い出し等、学生たちが協力し合い自主的に活動を展開している。

⑥

取組名称：	特別支援学校におけるボランティア養成講座への学生派遣(全学部学科 1 年生対象)
連携先との調整方法：	特別支援学校からの募集を本学あすなろうセンターで受け付け、学生に周知。参加を希望する学生はあすなろうセンターに申し込む
具体的な内容：	佐賀県内の特別支援学校はボランティア養成講座を 4～5 回開催している。この講座は、障害児の特性等についての講話を聞いたり、特別支援学校の参加児童生徒との交流活動を行ったりするものである。本学では 1 年次必修科目である「あすなろう体験Ⅰ」の単位取得要件として、地域での体験活動を必須としており、このボランティア養成講座への参加も地域での体験活動として認められている。毎年、30 名程度の学生が参加しており、その中には教職希望の学生が多く含まれている。

⑦

取組名称：	特別支援学校における教育ボランティアへの学生派遣
連携先との調整方法：	佐賀県教育委員会と西九州大学との連携協定に基づき、特別支援学校からの「教育ボラ

様式第7号イ

	ンティア」募集を子ども学部総合研究室で取りまとめ、子ども学科の担当者が参加希望学生の派遣先を調整し、各学校に連絡する。
具体的な内容：	佐賀県内の特別支援学校 8 校で「教育ボランティア活動」について、6 月中旬から 12 月末までの期間内で、半日から 1 日程度のボランティアの活動計画を作成し、子ども学部総合研究室に 5 月末までに提出する。子ども学科の担当教員が学生に活動内容を告知し、子ども学科の 2 年生が自分の都合に合わせて応募する。担当者が必要に応じて調整した後、授業の一部として全員が参加する。参加後に参加レポートを提出して、卒業必修科目「あすなろう(発展)」の単位取得要件となる。

⑦

取組名称：	看護学部 学校ボランティア活動
連携先との調整方法：	地域の小中学校からの学校行事等のボランティア募集を、本学あすなろうセンターで受け付け、学生に周知し連絡調整を行う。
具体的な内容：	本学では 1 年次必修科目である「あすなろう（初年次教育含）」の単位取得要件として、地域での体験活動を必須としている。教職を希望する学生については、地域の小中学校などの学校行事等のボランティア活動への参加を積極的に勧め、早い時期から学校での活動体験学習を行う。

⑧

取組名称：	看護学部 地域フィールド演習
連携先との調整方法：	看護学部の教員が支援しながら、地域の小中学校の管理職等と連携を図り、教職を希望する学生に参加推奨を呼びかける。
具体的な内容：	「ヘルスプロモーション実習」の演習として、看護学部の教員が支援しながら、地域の小中学校に出向き、そこで勤務する養護教諭や関連職種へのインタビューや学校行事への参加を通して、学校保健の領域や内容、養護教諭の職務や各職種との連携の在り方について学びが深まることを目的としている。

Ⅲ. 教職指導の状況

1 年次入学直後のオリエンテーションにおいて、全学生を対象に、本学で取得できる教員免許状について、またその履修方法について説明を行う。このオリエンテーションとは別に、子ども学科では、「教職課程履修の手引き」ならびに「教職履修カルテ」を配布し、教職についてのガイダンスを設ける。個別の指導については、ゼミ教員が行う。子ども学科以外の学科では、2 年次において教職課程に進むためのコース選択を行う。教職課程コースに進んだ学生を対象に、「教職課程履修の手引き」を配り、それを基に、教職課程ガイダンスを行う。また、子ども学科以外で教職課程を担当する教員は数名から 10 数名の教職履修学生が割り当てられ、「教職履修カルテ」の指導やさまざまな相談への対応を行う（ここでの割り当ては 4 年次まで持ち上がる）。小中学校での教育実習を行う全ての学科において、3 年次には介護等体験を、また教育実習や養護実習に向けての説明会を実施する。4 年次には、教育実習や養護実習に向けての説明会や教員免許申請のための説明会を行う。また、2 年次生以上の教職志願者を対象とする教員採用試験対策講座や、オフィスアワー等を用いた個別指導を頻繁に行う。
--

様式第7号ウ

<健康福祉学部スポーツ健康福祉学科> (認定課程:小二種免)

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	大学の環境に慣れ、大学生としての4年間の設計をすることができるとともに、教職への道を含めた自分の将来について検討することができる。また、スポーツや身体運動への関心や基礎的知識および技術を習得する。 1「生涯学習論」の履修を通じて、生涯にわたる学習の重要性や学習機会についての基本的理解ができる。 2「データサイエンス入門」の履修を通じて、データサイエンスの基礎を習得し、教育活動に活かすことができる。 3「英語コミュニケーションⅠ」で英語力の向上を目指しながら、外国語によるコミュニケーションの基礎的知識を習得する。 4「フィットネス・スポーツ」で体力の維持向上を目指しながら、運動の仕組みやスポーツ実践の基礎的知識と技術を習得する。
	後期	教育職の基本となる科目の履修を通じて教職課程を履修する意志を確定することができると同時に、小学校各教科に関する専門的知識と指導法の習得を国語、音楽、体育、英語の4科目から開始する。 1「教育基礎論」の履修を通じて、教育の基礎理論について習得する。 2「教職論」の履修を通じて、教職の意義や教員の役割、職務内容、児童・生徒に対する責務を理解することができる。 3「小学校国語」の履修を通じて、国語科教育の専門的知識と目標、内容を理解する。 4「小学校音楽」の履修を通じて、音楽科教育の専門的知識と目標、内容を理解する。 5「小学校体育」の履修を通じて、体育科教育の専門的知識と目標、内容を理解する。 6「小学校英語」の履修を通じて、英語科教育の専門的知識と目標、内容を理解する。 7「データサイエンス演習」を通じて、データサイエンスに関する実践力を習得し、教育活動に活かすことができる。 8「ウェルネス・スポーツ」の履修を通じて、自らのスポーツライフを実現する能力と実践力を身につける。 9「英語コミュニケーションⅡ」で英語力のさらなる向上を目指しながら、外国語によるコミュニケーションの応用的知識を習得する。
2年次	前期	児童・生徒の心理や学校制度などの教員として必要な知識を身につけると同時に、インクルーシブ教育等をはじめとする小学校教員として必要な授業力を身につける。国語、算数、体育、英語の4科目について専門的知識や指導法等を習得する。 1「小学校算数」の履修を通じて、算数科教育の専門的知識と目標、内容を理解する。 2「小学校国語科指導法」の履修を通じて、国語科教育の学習指導の計画と指導法を習得する。 3「小学校体育科指導法」の履修を通じて、体育科教育の学習指導の計画と指導法を習得する。 4「小学校英語科指導法」の履修を通じて、英語科教育の学習指導の計画と指導法を習得する。 5「教育心理学」の履修を通じ、生徒理解のために必要な心理・発達論的基礎知識や、個々の生徒の特性や状況に応じた対応の方法に関する知識を習得する。 6「教育制度論」の履修を通じ、学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得する。 7「特別の支援を要する児童・生徒の理解」の履修を通じ、障害のある児童及び生徒のアセスメントや各障害に応じた教育の内容及び方法に必要な基礎理論・知識を習得する。 8「総合的な学習の時間の指導法」の履修を通じ、総合的な学習の時間の意義や各学校段階での目標設定の考え方や指導計画の考え方を理解し、必要な基礎理論・知識を習得する。
	後期	道徳教育の重要性を理解することができると同時に、学力と学習評価、学校等における教育課程の意義と編成原理に関する知識と技術を習得する。算数、理科、音楽の3科目について専門的知識や指導法等を習得する。 1「道徳教育指導論」の履修を通じて、道徳教育の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得する。 2「教育課程・評価論」の履修を通じて、教育課程のあり方やそれに関連する問題についての知識と理解を深める。 3「小学校理科」の履修を通じて、理科教育の専門的知識と目標、内容を理解する。 4「小学校算数科指導法」の履修を通じて、算数科教育の学習指導の計画と指導法を習得する。 5「小学校音楽科指導法」の履修を通じて、音楽科教育の学習指導の計画と指導法を習得する。
3年次	前期	高度な専門職である教職について深く理解することができる。家庭科、理科、社会について専門的知識や指導法等を習得する。 1「教育方法・技術論」の履修を通じ、学習指導法に係る基礎理論・知識を習得する。 2「教育相談」の履修を通じ、学校現場で生じやすい様々な問題を理解し、教師が果たす役割や機能を習得する。 3「情報通信技術の活用」の履修を通じ、大量の情報や情報通信技術の活用に関する基礎的知識を習得する。 4「小学校家庭」の履修を通じて、家庭科教育の専門的知識と目標、内容を理解する。 5「小学校理科指導法」の履修を通じて、理科教育の学習指導の計画と指導法を習得する。 6「小学校社会科指導法」の履修を通じて、社会科教育の学習指導の計画と指導法を習得する。
	後期	小学校教諭に求められる授業力の向上を図りながら、教科外の指導についても基本的な知識を習得する。生活と図画工作、家庭科3科目について指導法等を習得する。 1「特別活動論」の履修を通じ、特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得する。 2「生徒指導論」ならびに「進路指導論」の履修を通じ、生徒の発達段階を考慮した適切な接し方や、生徒の声を真摯に受け止めながら公平で受容的な態度での接し方を身につけ、職業指導からキャリア教育までの進路指導についての基礎知識を習得する。 3「小学校生活科指導法」の履修を通じて、生活科教育の学習指導の計画と指導法を習得する。 4「小学校図画工作科指導法」の履修を通じて、図画工作科教育の学習指導の計画と指導法を習得する。 5「小学校家庭科指導法」の履修を通じて、家庭科教育の学習指導の計画と指導法を習得する。
4年次	前期	教育実習を通じて、教員として備えるべき力について経験的に理解することができる。 1「教育実習事前事後指導」の履修を通じて、教育実習の意義、内容、指導案の作成、実習を行う上での心構えなどを理解することができる。 2「教育実習」の体験を通じて、実際の教育方法学や生徒指導、進路指導、学級経営等の方法について実践的に学ぶことができる。
	後期	教員として最小限必要な資質能力を確実に身につけることができる。 1「教職実践演習(小・中・高)」の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技術を補い、その定着を図ることができる。 2卒業を迎えるにあたり、プロの教員としての心構えを備えることができる。

様式第7号ウ（教諭）

<健康福祉学部スポーツ健康福祉学科>（認定課程：小二種免）

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期					
1年次	前期			生涯学習論	フィットネス・スポーツ	
					英語コミュニケーションⅠ	
					データサイエンス入門	
	後期	教育基礎論	小学校国語		日本国憲法	
		教職論	小学校音楽		健康スポーツ科学	
			小学校体育		ウェルネス・スポーツ	
			小学校英語		英語コミュニケーションⅡ	
2年次	前期				データサイエンス演習	
		小学校国語科指導法	小学校算数			
		小学校体育科指導法				
		小学校英語科指導法				
		教育制度論				
		教育心理学				
		特別の支援を要する児童・生徒の理解				
		総合的な学習の時間の指導法				
	後期	小学校算数科指導法	小学校理科			
		小学校音楽科指導法				
		教育課程・評価論				
		道徳教育指導論				
3年次	前期	小学校社会科指導法	小学校家庭			
		小学校理科指導法				
		教育方法・技術論				
		情報通信技術の活用				
		教育相談				
	後期	小学校生活科指導法				
		小学校図画工作科指導法				
		小学校家庭科指導法				
		特別活動論				
		生徒指導論				
		進路指導論				
4年次	前期	教育実習事前事後指導				
		教育実習（小）				
	後期	教育実習（小）				
		教職実践演習（小・中・高）				